

福県医発第 1013 号（総）

平成 16 年 9 月 3 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋



平成 1 6 年「老人の日・老人週間」の実施について

標記の件について、日本医師会より昨年度と同様に「老人の日・老人週間」
としてキャンペーン要綱がまとまり、別添のとおり通知がなされました。

本年度の「40 歳からの健康週間」につきましては、10 月の第 2 月曜日か
らの一週間に実施されるようになっており、「老人の日・老人週間」と一体的な
ものとして実施すること等により、高齢者保健福祉の一層の向上が図られるよ
う、同通知において求められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、「老人の
日・老人週間」の実施にあたりご協力いただきますよう周知・協力方よろしく
お願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



日医発第606号（地Ⅲ99）

平成16年8月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 植松 治雄

平成16年「老人の日・老人週間」の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、これまで「敬老の日・老人保健福祉週間」の実施として、平成6年度より、貴会宛てに周知・協力方お願い申し上げております。

本年度におきましても、昨年度と同様に「老人の日・老人週間」としてキャンペーン要綱がまとまり、別添のとおり厚生労働省老健局長から各都道府県知事等宛てに通知がなされました。

なお、本年度の「40歳からの健康週間」につきましては、10月の第2月曜日からの一週間に実施されることになっており、「老人の日・老人週間」と一体的なものとして実施すること等により、高齢者保健福祉の一層の向上が図られるよう、同通知において求められております。

また、主唱11団体におきましては、都道府県、市町村段階における関係事業において、各団体の支部、及び関係団体が可能な限り、連携、協力して実施していくことを申し合わせております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、「老人の日・老人週間」の実施にあたりご協力いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会等に対しましても周知、協力方よろしくお願いいたします。

なお、ポスターができましたので、2部同封いたします。よろしくご査収の上、ご活用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。



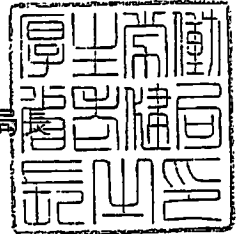
平成 16 年 8 月 19 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省老健局長



平成 16 年「老人の日・老人週間」の実施について

「老人の日・老人週間」については、従来から地域の特色を生かした多様な取組みを進めていただいていたところである。

本年の「老人の日・老人週間」については、内閣府のほか、全国社会福祉協議会などの 9 団体とともに、別添のとおり「平成 16 年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定めたところである。

この要綱では、「みんなで築こう 活力ある長寿社会」を標語とし、国民一人ひとりが家庭、地域社会、職場、学校などで、高齢者との関わりを深めたり、高齢期のあり方に関心と理解を深めたりする取組を進めていくことを目的として、5 つの目標を掲げている。

については、貴職におかれても、これらの目標を踏まえ、本年の「老人の日・老人週間」の実施につき特段の御配慮をお願いするとともに、貴管内市町村及び関係団体に対する周知徹底をお願いしたい。

なお、本年度の「40 歳からの健康週間」については、10 月の第二月曜日からの一週間に実施することとされているので、「老人の日・老人週間」を「40 歳からの健康週間」と一体的なものとして実施すること等により、高齢者保健福祉の一層の向上が図られるよう特段の御配慮をお願いする。

平成16年 「老人の日・老人週間」 キャンペーン要綱

標語 「みんなで築こう 活力ある長寿社会」

我が国では、誰もが健康で安心して生きがいを持った生活を送ることのできる活力ある長寿社会を築くことが課題となっています。

このため、国においては、高齢社会対策基本法に基づく新たな「高齢社会対策大綱」を平成13年末に策定し、政府が取り組むべき課題を横断的に設定して総合的な推進に努めています。

また、本年は、介護保険制度の見直しや健康保健施策の推進が検討されており、市町村・都道府県における介護サービスの基盤整備や介護予防、生きがい・健康づくり、社会参加の取り組みは今後とも強化される見込みです。

こうした情勢のもと、今後到来する超高齢社会の中で、高齢者自らが高齢期の在り方に関心と理解を深める取り組みを進めていくことが必要であり、また、国民一人ひとりが家庭、地域社会、職場、学校などで高齢者との係わりをこれまで以上に深めていくことが重要です。

そこで、保健・福祉のまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等、5つの目標を掲げ取り組むことを提唱いたします。

キャンペーンが目指す五つの目標

- (1) 高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。
- (2) 高齢者の知識、経験や能力をいかした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- (3) 高齢者の介護予防、生きがい・健康づくりへの取り組みを進めよう。

(4) 介護問題をみんなで考えるとともに、高齢者の人権を尊重し高齢者やその介護者を支える取り組みを積極的に進めよう。

(5) 高齢社会における家族や地域社会等の役割を理解し、お互いに協力して活力ある長寿社会をつくろう。

キャンペーン期間

平成16年9月15日の「老人の日」から21日までの「老人週間」の7日間
(この前後の期間にも運動を盛り上げることを提唱いたします。)

□主 唱

内閣府 厚生労働省 全国社会福祉協議会 全国老人クラブ連合会
長寿社会開発センター 日本医師会 日本歯科医師会
日本薬剤師会 日本看護協会 日本社会福祉士会 日本介護福祉士会

□協 賛

NHK 日本新聞協会 日本民間放送連盟

「老人の日・老人週間」の経緯

昭和22年(1947年)に兵庫県多可郡野間谷村(現：八千代町)で行われた敬老行事がきっかけとなり、昭和25年(1950年)、9月15日を「としよりの日」としようとする敬老・福祉の県民運動が開始されました。

昭和26年(1951年)、中央社会福祉協議会(現：全社協)が全国運動を提唱。9月15日から21日までの1週間を運動週間として、「老人を敬い慰め、励ますとともに、老人福祉に対する国民的理解を促進し、老人自身もまたその立場を自覚し、新しい社会建設に参加する」ことをうたって様々な活動が推進されました。

「としよりの日」は後に「老人の日」を経て昭和41年(1966年)に国民の祝日「敬老の日」へと発展しました。そして、平成13年(2001年)の老人福祉法の改正により、9月15日が「老人の日」、同月21日までの1週間が「老人週間」と定められました。

なお、「国民の祝日に関する法律」の改正により、平成15年(2003年)から「敬老の日」が9月の第3月曜日となりました。